

Gerhard Werle, Lovell Fernandez and
Moritz Vormbaum (eds.),
Africa and the International Criminal Court
(T.M.C. Asser Press, 2014, xiii + 303pp.)

北 野 嘉 章

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第15巻第2号（2017年3月）抜刷

【書評】

**Gerhard Werle, Lovell Fernandez and
Moritz Vormbaum (eds.),
Africa and the International Criminal Court
(T.M.C. Asser Press, 2014, xiii + 303pp.)**

北野嘉章

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(以下「規程」)の発効により「国際刑事裁判所」(以下「ICC」)が設立されてから15年近くが経過した。この間、ICCへの国家の敵対的態度として、当初は米国のもものが盛んに議論されたが、近年はアフリカ諸国のものが盛んに議論されている。

本書は、ICCとアフリカ諸国の関係の全体像を把握するのに有用と思われる。以下、本書の内容を紹介する(なお、以下の紹介に登場する情報は無論いずれも各章執筆時のものである)。

*

第1章「序論：アフリカと国際刑事裁判所」(Gerhard Werle、Lovell Fernandez及びMoritz Vormbaum執筆)では、本書刊行の経緯と本書の構成が紹介される。まず、前者については、本書は2013年に開催された「アフリカと国際刑事裁判所」と題する会議の内容をもとにしている。他方、後者については、本書は3つの部から成り、第1部(第2章～第5章)ではICCとアフリカ諸国の接点を扱い、第2部(第6章～第10章)ではICCを通じた訴追以外のアフリカにおける国際犯罪の訴追方法を扱い、第3部(第11章～第13章)ではアフリカ連合(以下「AU」)とICCの関係に焦点を当てる。

第2章「アフリカと国際刑事裁判所：当時と現在」(Sanji Mmasenono Monageng執筆)では、アフリカとICCの関係の概要が論じられる。まず、アフリカ諸国は規程の起草過程に積極的に参加し、その後アフリカの34ヵ国が規程当事国となっている。また、アフリカの規程当事国がアフリカの4つの事態をICCに付託し、安保理も2つを付託し、検察官も2つについて自己の発意で捜査に着手した。かくしてアフリカ諸国もICCの活動の一部に積極的に関与してきたが、アフリカの指導者にはICCがアフリカを標的にしていると非難する者がいる。しかし、ICCでは多数のアフリカ人が最上級の地位に就いており、ICCを人種差別主義的と非難するのは不合理である。

第3章「アフリカと国際刑事裁判所：ある裁判官の見方」(Ekaterina Trendafilova

執筆)では、受理許容性と国家元首の免除という2つの問題が論じられる。まず、前者の問題については、ICCは、国家による捜査がICCの手續と同じ人物且つ同じ行為を対象としていなければ受理許容性は肯定されると判示し、さらに、リビアの事態について同国の捜査訴追能力を事件ごとに検討して受理許容性を肯定したり否定したりした。次に、後者の問題については、規程非当事国スーダンのアル=バシール大統領の免除は、安保理が国連憲章第7章の権限を行使して同国の事態を付託した結果取り去られたと考えられる。

第4章「アフリカにおける国際刑事司法：国際刑事裁判所の最初の第一審判決の一定の手續的側面」(René Blattmann 執筆)では、ルバンガ事件における訴訟手續の停止が主に論じられる。まず、2008年に第一審裁判部は、検察側が国連から入手した文書の大半に被告側も自らもアクセスできなかった際に、情報の開示の要否の最終的な判断は自らが行わなければならないと判示して手續を停止した。さらに、2010年にも同裁判部は、検察側が関係者の安全を理由に開示命令に従わなかった際に、ICCの活動で危険にさらされる個人を保護する措置は自らのみが決められると判示して手續を停止した。このように公正な審理のために手續上の措置を取り得ることは、国際裁判所の正当性を高める。

第5章「アフリカと国際刑事裁判所：ある検察官の見方」(Shamila Batohi 執筆)では、ICCによる捜査及び訴追の方針が論じられる。まず、ICCがアフリカを標的にしている点については、非常に多くのアフリカ人が大規模犯罪の被害者となってきたことから首肯できる。他方、ICCが他の地域の重大犯罪者を見逃している点については、ICCの管轄権には限界があることからやむを得ない。また、検察局は、捜査開始より前の段階で、関係国に自ら捜査及び訴追を行うよう促している。なお、ICCの活動が和平の努力を危険にさらす場合は、安保理がICCに捜査又は訴追の一時停止を求める責任を有するであろう。

第6章「ローマ規程のアフリカにおける履行」(Gerhard Kemp 執筆)では、アフリカ諸国の規程関連立法が論じられる。まず、規程上、補完性の原則は国家が国際法上の犯罪を訴追できることを前提としており、また、規程当事国はICCへの協力のために国内法を整備することが求められている。そこで、南アフリカ、モーリシャス、ケニア、セネガル、ウガンダの法律は、規程の犯罪の定義を引用するなどして国際刑事法の実体法を国内法に編入したり、属地的管轄権など自国裁判所の管轄権行使の根拠を定めたり、自国とICCの協力について定めたりしている。もっとも、アフリカの規程当事国のうちそのような立法を行った国は少数に留まっている。

第7章「国際犯罪の国内での訴追：ルワンダの場合」(Sam Rugege 及び Aimé M. Karimunda 執筆)では、1994年にルワンダで発生したジェノサイドの同国による訴追が論じられる。まず、ルワンダ国際刑事裁判所の任務は犯罪の首謀者・指揮者を裁くことであり、容疑者の大多数は国内で裁かなければならなかった。しかし、ルワンダ

の司法制度は容疑者数の膨大さに対処できなかったので、2001年にガカカ裁判所によるジェノサイドの審理が認められた。ガカカ裁判の簡素な手続は事件の迅速な処理につながり、ガカカ裁判所はほぼ全てのジェノサイドの事件を処理して2012年に閉廷した。もっとも、ガカカ裁判の問題として、被告人が真正且つ完全ではない自白を行うことなどが挙げられる。

第8章「アフリカ特別法廷：イッセン・ハブレ事件」(Mbacké Fall 執筆)では、チャドの元大統領ハブレを始めとする容疑者のセネガルにおける訴追が論じられる。まず、2012年に国際司法裁判所がセネガルはハブレを訴追するか引渡さなければならぬと判示した後、同国とAUは同国の司法組織の中にアフリカ特別法廷を創設する協定に署名した。アフリカ特別法廷の地理的管轄権はチャド領域、時間的管轄権はハブレの任期中、事項的管轄権はジェノサイドや人道に対する犯罪であり、ハブレなど5人に対して逮捕状が出されている。アフリカ特別法廷はAUとその加盟国の協定によって設立された最初の裁判所であり、規程当事国での国際犯罪についてAUは本事例のようにICCより先に行動すべきである。

第9章「国際刑事法の視点から見たナイジェリアの『ジョス危機』」(Temitayo Lucia Akinmuwagun 及び Moritz Vormbaum 執筆)では、ナイジェリアのジョス地域における紛争(以下「ジョス危機」)が論じられる。まず、ジョス危機の中心は民族間の暴力の応酬であるが、今日ではイスラム組織ボコ・ハラムも関与している。ナイジェリアは、ジョス危機の調査を行ったりジョス地域での暴力行為を訴追したりしてきたが、紛争は止まらずに訴追も不十分である。他方、ICCの検察局は、ジョス地域で国際法上の犯罪が行われたと信じる合理的な根拠があるとの結論に至ったものの、ボコ・ハラムの行為のみがICCの管轄権の範囲内にあると考えている。しかし、ボコ・ハラム以外の組織もジョス地域で人道に対する犯罪に関与したと考えられる。

第10章「『アフリカを代表して』：普遍的管轄権の地域化に向けて」(Florian Jeßberger 執筆)では、普遍的管轄権とアフリカの関係が論じられる。まず、AUは、一部の欧州諸国が普遍的管轄権を濫用しているとするものの、それが国際法の原則であることを認めている。また、相当数のアフリカ諸国は法律により自国の裁判所に普遍的管轄権を与えているが、それは例外的にのみ行使されてきた。さらに、チャドの元大統領ハブレのセネガルにおける訴追のような普遍的管轄権の地域化と呼び得るものが進展している。普遍的管轄権の地域化によって、裁判の独立性及び正当性が確保され得る一方で、犯罪行為地から遠く離れた国での裁判に伴う問題も回避又は軽減され得る。

第11章「政治的司法と司法的政治の間：アフリカ連合と国際刑事裁判所の針路」(Tim Murithi 執筆)では、AUとICCの関係を修復する方法が論じられる。まず、2009年にAUは、スーダン大統領アル＝バシールの逮捕に加盟国が協力しないことを決定した。AUいわく、スーダンは和平プロセスの重大な岐路に立っており、また、

アル=バシールは民兵や政党との対話の鍵となる人物である。その後、2011年にアフリカ出身のベンソダが ICC の検察官に選出されたが、AU と ICC の和解には至っていない。ここで、AU と ICC の関係を修復するには、一方で ICC は、アウトリーチを改善したり、平和構築を促し得る司法行政について検察局のポリシー・ペーパーを出したりすべきである。他方で AU は、ICC が人権侵害への対処のパートナーとしてどのようにしていつ機能し得るかを検討する必要がある。

第12章「アフリカ、国際連合安全保障理事会及び国際刑事裁判所：延期の問題」(Juliet Okoth 執筆)では、安保理がアフリカに関する ICC の手続を延期できるかが論じられる。まず、規程16条によると、安保理は、国連憲章第7章に基づく決議を通じて、ICC の捜査又は訴追を12ヶ月間停止できる。そこで AU はスーダン、リビア及びケニアの事態について ICC の手続を停止するよう安保理に求めてきた。しかし、スーダンとリビアに関しては、安保理が両国の事態を ICC に付託しており、それらを手続の延期にふさわしいと考えるのは困難である。また、ケニアに関しても、AU は ICC が同国の指導者を訴追することでテロリズムへの対応が妨げられると主張するが、規程16条の起草過程からは同条の適用には ICC が介入した事態と平和に対する脅威が直接に関係しなければならないと考えられる。

第13章「緊張した関係：国際刑事裁判所に対するアフリカ連合の態度に関するケニアの経験からの考察」(Sosteness Francis Materu 執筆)では、ICC に対する AU の態度がケニア情勢に照らして論じられる。まず、AU が ICC による起訴について懸念を示したのは、政権の座にあるアフリカの指導者又はその支持者が起訴された場合のみである。次に、ケニアの大統領ケニヤッタと副大統領ルトは、かつては ICC が同国に介入することに積極的であったが、自らが ICC によって起訴された後は立場を変更した。他方、ケニアの民衆の多くは、ICC を最も信頼できる法廷と認識しており、AU がケニヤッタの ICC への不出廷を決定した後も彼の出廷継続を望んでいる。このように正義を追求し不処罰を終わらせるというアフリカの民衆の利益が政治的エリートの利益より重視されるべきである。

*

以上のように本書の内容は多岐にわたるが、ICC とアフリカ諸国の関係における最大の問題は ICC による捜査又は訴追の公平性であり、残された紙幅でこの問題について本書の内容を補足しておきたい。

ICC による捜査又は訴追の公平性が問題となる場面は、①捜査又は訴追の対象の選択、②裁判、そして③捜査又は訴追の延期である。第一に、捜査又は訴追の対象の選択における公平性については、アフリカ諸国は対象がアフリカの事態や被疑者に偏っていると主張している。ここで、上の選択を行うのは国家、安保理及び ICC の検察官であるが、そのうち安保理による選択と ICC の検察官による選択が疑問視されている。そして、まず一方で、安保理の公平性への疑いは消え難いと考えられる。なぜ

Africa and the International Criminal Court

なら、安保理の常任理事国が拒否権を有していることや安保理が平和を回復させる措置の選択に関して広い裁量を有していることは、司法の公平性と調和し難いからである。しかし他方で、ICCの検察官の公平性への疑いは次第に消えていくのではないかと考えられる。なぜなら、かつて旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（以下「ICTY」）の検察官がセルビア人を標的にしていると疑われたが、その疑いはICTYの活動の進展と共に消えていったからである。実際、2016年にICCの検察官は、グルジアの事態について自己の発意で捜査に着手した。

第二に、裁判における公平性については一般に疑問視されていない。なお、本書によるとケニアの民衆の多くは自国の裁判所よりもICCの方が信頼できると認識しており、ここからは裁判における公平性は同国さらにはアフリカ諸国の課題であると言えるのではないだろうか。

そして第三に、捜査又は訴追の延期における公平性については、本書によるとスーダン、リビア及びケニアの事態に規程16条は適用できないが、アフリカ諸国はアフリカの事態が延期の対象とされないことに不満を感じている。そしてここでも、捜査又は訴追の延期を決めるのは安保理であるので、安保理の公平性への疑いに関して上述したことが当てはまる。実際、規程16条の援用の先例である安保理決議1422は、安保理の常任理事国である米国の強い圧力を受けて採択された。

規程の起草過程において、安保理による事態の付託の制度はICCの活動を促進するために採用され、また、捜査又は訴追の延期の制度は安保理の活動とICCの活動を調整する手段として採用された。だがその結果としてICCによる捜査又は訴追が公平に行われているとは認識され難くなった。この問題はICCという組織自体の公平性の問題ではないものの、国際的な刑事司法の公平性をいかに実現するかという課題が未解決であることは認めなければならないであろう。